

平成27年9月25日（金曜日）

午前10時3分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 県外調査について
 2. 要綱案の検討について
 3. 次回委員会について
 4. その他
-

出席委員（11人）

委員	長	右松隆央
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田 哲 哉
政策調査課主幹	西久保 耕 史
政策調査課長補佐	小 園 浩 孝

○右松委員長 それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず初めに、1点、御報告を申し上げます。

8月28日及び9月11日に開催されました政策

条例検討会議におきまして、条例の必要性等について説明しましたところ、条例化に向けた検討を行うことが決定されまして、これは仮称であります。当委員会が宮崎県家庭教育支援条例のワーキンググループに位置づけられましたので、お知らせいたします。

なお、政策条例提案書の内容につきまして、再度説明したいと思います。

8月28日の会議におきましては、政策条例提案書について幾つかの御意見をいただいたところでありまして、それを踏まえて議会関係者間で協議を行った結果としまして、今、お手元に配っております提案書を改めて9月11日の会議に提出をさせていただいたものでございます。

内容を読ませていただきます。

条例の名称、宮崎県家庭教育支援条例（仮称）であります。

1、事実・事象の把握について。

現今の家庭を取り巻く社会環境が、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など変化する中で、過保護、過干渉、放任、虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されている。

また一方で、家族形態が多様化し、子育てに不安を抱える親、孤立化する親もふえてきており、加えて経済格差なども顕著にあらわれ、子供の貧困が大きな社会問題となってきている。

平成26年度に県教育委員会が実施したアンケートでは、教員の忙しさの要因として、本来家庭ですべきであると思われるような教育内容まで学校に求められることを挙げる教員が全体の4割を超えるなど、家庭の教育力低下の影響が学校現場にも及んでいることがうかがえる。

家庭は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通じて家庭で育まれる

ところが大きいものである。

家庭教育を支援するための取組をさらに進め、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備と家庭教育を地域全体で応援する社会機運の醸成は、本県の将来を担う人材を育成していく上においても急務の課題である。

これが、事実の把握についてであります。

裏面を見ていただきまして、2の条例制定の必要性についてであります。

社会環境が変化する中、改めて各家庭が家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識するとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政、その他県民皆で家庭教育を支えることを目的とした条例を制定する必要がある。

3番目、実態的措置について。

家庭教育支援に関する「基本理念」や「県の責務」、「市町村との連携」、「保護者の役割」、「地域の役割」、「学校等の役割」、「事業者の役割」、「知事による家庭教育支援に関する施策の議会報告、公表」などを定めることとする。

4番目の憲法、関係法令の抵触についてであります。

教育基本法等の家庭教育に関する法令に抵触する可能性はないと思われる、であります。

以上が、政策条例提案書の内容であります。

今後、2月定例県議会での提案に向けて取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

なお、協議の進捗状況にもよりますが、本日は午後4時ぐらいをめどに行いたいというふうに思っております。協議が午後にならざると思われましても、その際は、午後1時10分か

ら再開といたします。

このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の傍聴についてお諮りいたします。日向市の首藤正一氏、1名から本日の委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴人入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

傍聴される方は、確認になりますが、当委員会の審議を円滑に進めるために静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示については、速やかに従っていただきますようお願いいたします。

これから協議に入ります。

まずは、県外調査についてであります。

県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任いただきましたので、日程案を作成いたしました。

それでは、県外調査の日程案について御説明いたします。

資料1をごらんください。

まず、11月4日は、横浜市役所を訪問し、子どもの貧困に係る取組、特にことしの7月、18歳未満の児童生徒がいる市内6,000世帯に対し実施された大規模調査を中心に調査を行います。

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネッ

トワークでは、テレビ・新聞等で取り上げられました「要町あさやけ子ども食堂」の取組について調査を行います。

また、調査当日は、ちょうど月2回、第1・第3水曜日しかない営業日のうちの1日に偶然に当たりましたので、子ども食堂の見学も行いたいと思っております。

翌11月5日ではありますが、岐阜県庁を訪問し、同県で昨年度制定された岐阜県家庭教育支援条例について調査を行います。

大阪府にあります守口市立第三中学校では、夜間学級の現状と課題について調査を行います。

翌11月6日は、和歌山県にあります湯浅町教育委員会を訪問し、平成25年度子ども若者育成・子育て支援功労者表彰において、内閣府特命担当大臣表彰を受けました家庭教育支援チーム「とらいあぐる」の取組等について調査を行います。

なお、県外調査につきましては、調査日が迫っていることから、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合があるかもしれませんが、正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

次に、要綱案の検討についてでございます。

要綱案の検討資料とたたき台につきましては、先週、各委員にお配りしたところでありまして、けれども、同じものを資料2、3として机上に配布しております。

要綱案は、政策条例の詳細を示すものでありまして、11月上旬に開催予定の第3回政策条例検討会議における資料となるものであります。

検討資料では、要綱案のたたき台の大項目を箇条書きにしたものであります。たたき台だけでは議論がしにくいとの指摘もありましたので、この箇条書きにしたものを作成させていただいております。

本日は、これら資料をもとに、条例の基本的考え方や条文として盛り込むべき事項、この条例により県が取り組むべき事業のイメージ等、さまざまな論点について指摘いただきまして、幅広く議論を行いたいと思っております。

それでは、まず初めに、資料2であります。

要綱案の大項目から協議を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、大項目について御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○二見委員 大項目の6の保護者及び祖父母の役割について少し考えるところがありまして。保護者といっても、生活保護を受けている方とか、様々な事情を抱えた方々がいらっしゃるから、そういうことを包括的に考えながら議論した方がよいと思っております。

○太田委員 実は、本当にこの家庭教育支援条例というのは、私のほうもどうしても神経を使うものですから、本当に真摯に返答させてもらったり、内部でもできるだけみんなの総意が得られるようにということを言われましたが、冒頭、委員長が言われた事象の把握について、これも、本当に私たちが入りやすいような形での調整をされて、苦勞されたんだろうなと思うものだから、正直、このことについては評価はしております。

ただ、前回のを聞くと、これはどうなのかな

とか言うのはあつたりするもんだから、今、項目でいわれたでしょう。要綱の骨子のところで、今、保護者の問題も出てきましたけれども、うちのほうで議論したときに、この6の保護者及び祖父母の役割というところで、保護者の定義がこの中にも書いてありますが、それからいうと、祖父母も保護者に入っているんじゃないだろうかというようなことなんです。二重、ダブったのかなとか、そんなのも意見としては出ました。

それで、骨子、そういうことかなと思います。が、今度は、各論は、これには入らんとおもうすけれども、各論に入る前に、私が思うに、みんなそれぞれが真摯に、教育の出発点ということで、そこで入っていきこうとしたときに、本当に壊れている家庭というのをいっぱい私も見てきたんです。何でそんなに壊れるのかなと思うときに、やっぱり親の働く形とかが、昔に比べたらみんな、正規労働者がほとんどだったんだけど、もう4割近くが非正規になってる。そういう家庭でいくと、みんな、ストレスがたまってる家庭とか、夫婦での不和、そういう生活を両立することによる不和とか、いろんなストレス、イライラ感というのたまった中で、子供がそれを見て、お父さん、お母さんの口論なんかを見て育っているのを見ると、お父さん、お母さん方の働く形なりもうまくしてあげないと、幾ら私たちが教育の機会を与えても、せめて働く形を少しくましてくださないとという方向にも、私は願うんです。

だから、現状認識として、そういうふうなところが生まれていることについての言及とか、議論みたいなものがあるといいんじゃないかなというのがあるって、それについて強く思っています。でないと、みんなそれぞれが、行政

も一生懸命やってるけれども、どんどん新たな問題が生まれているような気がして、そこがちょっとありました。

だから、条例となると表現はなかなか難しいと思いますけれども、前文あたりのところに、少し問題として指摘されてもいいんじゃないかなという気がします。

それと、もう一つ、県の計画づくりがありますね。あれとの整合性も欠いてしまうと、こっちはできたが、あつちとの方向は違ふとかいうことがあるといけないから、私は、その辺の意見交換なり、何か調整を図っておかないといかんのかなと思ったりします。そういったものが、きちんと県の行政のそういう方向性と、うちの目指す条例のそごがないような形にしないといけないと思います。

○右松委員長 そのチェックのほうは調整していきます。自由に御意見をお願いします。

○丸山委員 大項目の中で市町村との連携というのがありますが、これに加えて国との連携という項目があつてもよいのでは、と少し思いました。

○前屋敷委員 今のお話の中でも、事象の把握として子どもの貧困が大きい位置づけとなっていると改めて思いました。そして、国も法律を作り、県も経済問題を背景した問題解決の取組を進めていかないといけない状況にあるかと思えます。

ですから、そういった中で、どうやっていくか、こういうふうな施策をしなさいということまでは述べられないとは思いますが、やはりそこまで配慮をした中身になることが必要かと思えます。それから、二見委員が保護者の名称の点も言われましたけれども、子供が保護者の役割を果たす家庭もあるわけですから、

また一つ考える必要もあるかなとは思いますが。

○坂口委員 むしろ祖父母を削って、保護者の定義を生かしたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。それに、家庭教育をどうやって支えていくかというところで具体的な支援策は、また議論していかなければなりません。

○太田委員 本当に条例でうたうのは難しいんですね。まとめ方も言葉もですけども、これを提出したときに、右からも左からもいろいろあったらいかんもんだから、お互い、これは努力してるんだよというのがあったほうが。

熊本で議論されてから、3年が経ちますかね。あれから、宮崎日日新聞でも子どもの貧困という特集があったぐらい、この3年の間でもどんどん状況が変わってるもんだから、宮崎ならではの事象の捉え方なりが、少し条例の中に入り込んでたほうが、熊本に視察に行くよりかは宮崎に視察に行ったほうがいいというぐらいの、宮崎県ならではの条例になりつつあるというか、なったほうがいいような気もして思うところもあるんです。

私も、国の責務というのを何かうたい込むのかなというのを思ったんですけども、これは、ちょっと出過ぎたまねかもしれないけれども、県の条例が国に対して、国の責務なんていうのは恐らく言えないだろうなと思って。だから、国にこう言うのは、ちょっと言い過ぎだなというような気もして。

ただし、今の状況は、国に対しても何かを述べないといかんような雰囲気があるもんだから、私もその点、どう表現したらというのを悩んでいます。

国の法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律の第6条には、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。」ということで、国は国としてみずから責務を与えておるわけです。一応、そこ辺しかないものだから、先ほど言ったように、せめて働く形みたいなのをまず整えて、いい方向に持っていかないと、幾ら市町村、県で頑張っても、雨後のタケノコのごとく家庭崩壊するようなところがどんどん生まれてくるような感じがするもんだから。

私個人も、個別の条例にこういうことは、具体的なやつは盛り込めんだらうなというのがあるって、せめて前文のところに、何かそういった気持ちで、熊本が条例をつくった時代から変わっている、ちょっと指摘しておかなきゃならんことなんかは述べられるということは、私は必要じゃないかなと思って。

日向市に調査に行ったときに、市の概要説明の中で、非正規の人が4割を超えていた、だから、私たちはこういう施策を打つんだというような感じの表現もあるもんだから、そこまで書かなくても、前文のところの工夫が何かあってもと。

条文の中に何か一つでも盛り込められれば、宮崎ならではのところも出るかなとは一応思ってます。

○坂口委員 いろんな状況が家庭の教育力低下につながるの、全て並べないといけないというのはどうかと。

○河野委員 今のは大項目。

○右松委員長 そうですね、大項目、ちょっと関連はしてしまうんですが、一応大項目に入りたいと思ってます。

○河野委員 大項目でこの項目が必要なのか、それが、さっき保護者ということが出ましたけれども、それを教育基本法というのは、「父母そ

の他の保護者は」という主語ですよ。これを生かさないといけないのに、何で祖父母がぽこっと出てくるのか分からない。

○右松委員長 幾つか今出てきましたので、ちょっと整理をしながら、一つ一つやっていきたいと思います。

二見委員、そして太田委員、河野委員からも話が、何人かからありました。この大項目の中の6、保護者及び祖父母の役割というふうに入れておりますけれども、そこの表現のあり方ですけれども、二見委員のほうは、保護者というのではなく、家庭とか父母というような話がありましたし、保護者という形で祖父母も、この保護者の中に入ってくるという意見もありました。

それから、こちらの要綱案ですけれども、定義の①の「家庭教育」にある保護者の括弧書きなんですけど、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に看護するものをいう。」という形で、この括弧書きのほうの定義の中にもそれらも含めて、この部分を保護者という形で統一するのか、あるいは細々定義をするのか、そのあたりをまずは協議をしていこうかと。

先ほど河野委員のほうからありました、上位法の教育基本法の中で、「父母その他の保護者は」という形であるということで、そちらから意見を出していただければというふうに思います。

○坂口委員 やっぱりこちらで、保護者って書いてあるということですが、保護者の括弧書きの定義はあまり使わないと思います。

○二見委員 家庭の父親、母親、子供とかあって、それに、教育基本法における保護者の定義があるように、全体として保護者ということもありますので、中身は議論になると思うんですけども、やはりこの条例の県民に対する意思

表示というか、保護者という表現のほうが。

○坂口委員 狭く捉えるか、広く捉えるか。

○岩切委員 6の祖父母という言葉は、多分、岐阜県の条例が参考になってつけ加えられた。それを1つにして、保護者及び祖父母の役割とされた。

いずれにしても、さまざまな家族形態が存在をしているのに、祖父母というのが突然登場しているところが、少し違和感を覚えます。そこで、やっぱり祖父母も含めて保護者の方が望ましいのかと。

資料3のほうも、2の定義の保護者というところが、「家庭教育」とはというところの括弧書きで定義される。保護者とは、この括弧書きのとおりだと思いますが、ここは父母その他の保護者の方がいいのかもしれないなどは思っております。

○右松委員長 今、協議していただいた結果の、祖父母というのは、やはりこれは文言として外したほうがいいのかという、そういう形になりました。

あと、保護者の表現を父母その他の保護者とするか、もしくは保護者とするかということだと思いますが、そのあたりの御意見を再度伺って。

○太田委員 いろんなことでは、保護者ということで全てをあらわしておるんだから、もちろん気持ちとしてはわかります。

今の一般的な考え方としては、保護者っていったら、実際に子供を、お父さんもあり、お母さんもあり、親戚もあり、となりますね。

○前屋敷委員 私も、保護者ってとても微妙な捉え方なのかなと。そこそこで捉え方もさまざまであると思います。

○坂口委員 どちらも言っていることは同じな

のだから、定義は極力短い方がいいと思います。

○右松委員長 「保護者」ということでまとめてよろしければ、そのようにいたしますけれども。

○河野委員 前文の中で、その他の保護者の云々かんぬんということを書いて、その後は全部保護者でくくってらっしゃるみたいなので。

○右松委員長 前文に父母その他保護者というのは出てきてはいますが、その中を見ますと保護者の役割という形で出てました。

この大項目の6になりますけれども、これは、保護者の役割という形で修正をしたいというように思います。

あと、中身については、また後ほど入ってきますので、まず、大項目のところから入っていききたいと思います。

次に、丸山委員のほうから「国との連携」というのを入れたらどうかというふうな話がありました。これについて協議したいと思いますが、大項目が全部で19ございます。この中に入れ込むという。

○岩切委員 その辺は、専門的に詳しい方々の御意見をいただかないと。

○右松委員長 国との連携というのを入れること自体可能なのか。入れ込んだときに、それができるのか。また、それを入れ込むならば、県の責務、市町村との連携、このあたりに国との連携を図りながら等との文言を入れ込むのか。

○太田委員 県の責務というところに、①、②、③というのがありますね。県の責務等に、文言として国との連携を図るとかというような文言が何か入るなら、可能なのかなとか思うんです。例えば、県の責務として国と連携してやりなさいというのは、県も何か足らざるところは、国に要望活動をしなさいとかいうような意味も含

めて、そういう連携という言葉があるといいのかなと思って。予算要求で、よく県の要望活動するじゃないですか。ああいうような中で、こういう制度をつくってくださいというのは言っていないといかんと思うんで、そういうような。

○坂口委員 中身が、条例で足らざるところは国に要望するという形で、国としっかり連携しながらというところ。

○前屋敷委員 連携は大変必要で、県は何を求めていくかということが重要だと思います。

○坂口委員 家庭教育支援の条例だから、個別に家庭に対して支えなさいってということが、まず、この条例の大原則という部分があります。それと、国との連携を盛り込むことが、マイナスになるってということは、ここの中ではどこにもないから、国に何かを求めなさいとなると、それは条例の域を出してしまうから、だから、連携という言葉しかない。

○丸山委員 県が条例としてやることに関して、変わってないのかなと。国の責任は、条例の中には盛り込められませんよね。国と一緒にどうやっていくのかっていうのを条例の中に入れるぐらいで、いいのではないのでしょうか。

○右松委員長 方向性が出たようですけれども、よろしいですか。4の県の責務の中に、国との連携を図りながら、文言は考えていただきますけれども、その中に国との連携を入れるという形で、それから市町村との連携のほうも、国との連携を図りながら等の文言を入れるという形でよろしいでしょうか。では、そのような形で進めていきたいと思います。

そして、太田委員のほうから、そして前屋敷委員のほうからもありました。子どもの貧困、そして経済問題、雇用形態の話もありましたが、

一応政策条例提案書の中に、いろいろと検討した結果として、上から5行目なんですけれども、経済格差なども顕著にあらわれるというところに、いろんな形態を含めた上で、経済格差という表現で入れ込んだ経緯もあります。

条例の前文に、かなり出てくると思いますので、さらに文言を入れ込むのはどうか、その辺を含めて出してください。

○岩切委員 私個人ではこだわりはないんですけども、経済格差なども顕著にあらわれていることに加えて、子ども・子育て支援法があり、家庭での子育て支援だったり、足並みをそろえて家庭教育支援は行うんですよというものが、この条例の中にそういう一文があると、まとめられていいのかなという感じがするんです。あらゆる施策や条例、子育ての世代育成支援、計画とそごが生じないようにして支えていかない。

○右松委員長 大項目に関する岩切委員の発言の中でありましたが、その中身に、その他の支援計画と足並みをそろえて家庭教育支援を行うというのを入れるかどうか。

それと、6ページの17の財政上の措置であります。ここでその他の支援計画との関連性を入れていくのか、そのあたり、皆さんの御意見を。

○坂口委員 条例と計画との関係。

○河野委員 例えば、この計画は条例に戻ったときに、そごがないかということ。

○右松委員長 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時22分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど出ましたその他の県の支援計画、家庭を支援する計画の連携あるいは調整、このあたりの文言、そしてどこに入れるか等を含めて、午後に、そこから議論したいと思いますので。文言とそれから4の県の責務に入れるのか、あるいは17の財政上の措置の中に入れるか、また、別立てで述べるかも含めて意見をまとめていただければありがたいと思います。

あと、大項目の文言の修正とか、ほかに御意見等ございましたら、お願いいたします。大項目がまとまれば、要綱案に入っていきますので、まずは大項目のほう、一部修正が6に入りましたけれども、それ以外に修正、あるいは追加等、ありますでしょうか。

○太田委員 項目としては、今のほうがよいと思います。要綱案の議論の中で、項目がこの表現ではどうだろうかとなって、また戻ることもあるかもしれませんが、私個人は、このほうで。

○右松委員長 宮崎ならではの、それも含めて19ある大項目についてですが、その辺はどうか。子どもの貧困に関しては、13の多様な家庭環境に配慮した支援の中に盛り込みましたが、表現等はどうか。また、先ほどありました県の責務の③の保護者及び子供の障がいの有無、保護者の経済状況、このあたりも議論が必要かなど。

それでは、中に入っていきたいと思います。途中で大項目にもまた触れたいと思います。

資料3であります。

家庭教育支援条例の仮称の要綱案ということで、ちょっと今度は中に入っていこうと思うんですが、今、条例の仮称になってます。宮崎県家庭教育支援条例、この仮称のままでいくか、別の名称にするかを含めて議論していきたいと思います。

それでは、前文から入っていきたいと思います。

政策条例提案書の検討において、幾つか御意見をいただきまして、最終的に固まった内容をもとに前文が作成をされてるところであります。あと、宮崎県の特色も書かせていただいているところでもあります。

もう読み上げませんけれども、この前文で、具体的なところに触れて、皆様から御意見をいただければありがたいなと思ってるところであります。

○太田委員 これを読ませていただいたときに、真ん中あたり、また、本県では特殊出生率が1.72とかいろいろと書いてありますけれども、これは、いつの時点でのものなのかというのが、今後も出生率は移ろっていくものですから、前文にはちょっとなじまない感じがしています。仮にこれを盛り込むとすれば、括弧書きで何月何日現在とか書き込む必要もあるかなど。やっぱりちょっとあんまり見たことないなという感じがします。

○坂口委員 具体的な数字ではなくて、全国で上位を占めるとような表現もあるかと。

○右松委員長 今、合計特殊出生率1.72という数字を入れ込むのではなくて、全国で常に上位にあるというような表現の仕方もあるという意見が、坂口委員のほうからありました。そういった文言で修正を加えるのはいかがでしょうか。

○岩切委員 合計特殊出生率は宮崎ではこうでと、だから、このような中、取り組む必要があるという組み立ては当然あるんですけれども、ここでのつながり方は、そういうようなものではない。

○右松委員長 それで、先ほどおっしゃった合計特殊出生率、1.72という数字は、これを外し

た場合に、文章をどう流すか。合計特殊出生率が全国で常に上位に入るということに言及した後に、一方で、人口減少社会にあり、地方創生についても、そこで、宮崎からの挑戦として、知事の具体的な2.07というのを目指すというのも出てきておったものですから、これにつながっていくのか、そのあたり。

○前屋敷委員 数字は必ず変動していきますので、訂正がないようにここは外すほうがいいと思います。

○右松委員長 表現のあり方ですけれども、親になる喜びあたりも含めて皆さんの御意見を。

○河野委員 大項目の10で、親になることの喜びを伝えるという、「喜び」というのはどういうことを指すのか。

○横田副委員長 様々な施策が行われてますけれども、いかに子供をふやすか。本来ならば、人間も動物なのだから、種の保存の観点から子供を産み育てるものだけけれども、今は子供は欲しくないとかいう状況もあるようだから。

○太田委員 私も、個人的には喜びというものを知ってもらいたいなというはあるんです。それで、親になるための学びのところに、何か喜びという言葉を入れ込まれないかなとか。

○横田副委員長 委員長も、そこを宮崎らしい条例にしたいなという思いも言われてたものですから。

○坂口委員 12あたりは。

○横田副委員長 子供をつくるということは、時間を制約されたりとか、経済的なところがあったりとか、すごく大変なんだけれども、本当の意味での喜びというはあると思うんです。けれども、若い世代に伝えるということも、家庭教育に入る間口のことですけれども、大事じゃないかと。

○前屋敷委員 若い世代に喜びを伝えることは当然のことだとは思いますが、今この社会状況の中で、なかなかそういう喜びが味わえないという状況の中で、喜びだけを伝えるのでは、ギャップがあるのではないかと。当然のことなんです、必要なことであるし。

○坂口委員 家庭をどう支援するかっていう条例だから、この中に項目として入れるのは、条文として入れるのは、議論が必要かと。

○右松委員長 御意見をどんどん出していただけますでしょうか。

これを、前文に入れるケースと、大項目に入れるケースとあるかと思いますが。

○太田委員 前文のところとか、何か載せないといかんだろうし。

○右松委員長 そうしますと、大項目の10でありますけれども、親になることの喜びを伝える取組の支援を前文に入れるということ。

○岩切委員 親になることの喜びっていうのは、やっぱり家庭教育のスタート、さらにその前の段階でも大切なことですので。

○坂口委員 具体的に家庭での教育力を向上させるために支援するんですよ、そこに特化しているというか、まさにそのための条例であるから。ただ、基本的な部分は、家庭でやらなきゃだめなんですよという、やっぱりそれを入れる必要はあると思います。家庭の中で、価値観とかそういったものは家庭で教え、しっかり育てていかないと。

○右松委員長 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時47分再開

○右松委員長 それでは再開いたしますが、10、親になることの喜びを伝える取組の支援という

のは、皆さんの御意見を総合的に判断いたしまして、削除という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、大項目を修正します。

○清山委員 各委員が整理しておっしゃられたように、目的を確認しないといけないというのは感じたんですけど、「家庭教育は子どもが『生きる力』の資質や能力を身につけていく」となっているのが一番最初、前文に出てきているので、これを支援していきましょうと。

これに対して、少子化対策、そこを掘るという意味で、前文の『人口減少社会』に向けた挑戦」というのがありますが、ここだけが、前文の流れの中で目的がちょっと変わってる。少子化対策というのが、このパラグラフだけです。

○右松委員長 ちょっと調べてもらって、本県のスローガン、「日本一の子育て・子育ち」立県という形で、宮崎のスローガンとしてこれを掲げて、県民全体で子育て県民運動を展開している。少子化対策というような部分に、このことを入れると。

○清山委員 子育て支援とかだったらわかります。この中で、中核にある人口減少社会に向けた挑戦とか、そういうところとの目的が違ってくれば、もう趣旨も変えた何かでここは受けていかないといけないのかなと。そういう子育て支援みたいな。

○太田委員 一言申し上げますと、私が、非正規雇用どうのこうのというのは、具体的にはもう難しいのがあるもんで、ただ、表現として、こういう表現の仕方ではだめかなと思ったものですから。昼前ですから、ちょっと私が述べますので、協議してもらえればなと思って。

というのは、前文のところの「適切な教育を

受けることは、全ての子どもにとって大切であります」とありますよね。その後に、ちょっと文章はいろいろ変わるかもしれませんが、「また、適切な家庭教育を成り立たしめる経済的な条件づくりも求められます」とか何か、そういう精神でもうたってもらいたいな、という感じです。

言葉の重複があったら指摘していただきたいのですが、「また、適切な家庭教育を成り立たしめる経済的な条件づくりも求められます」とかいうと、国も、市町村も、県も、非正規の関係やらも間接的に言ってるような気がして、ちょっと今。

これは、もう皆さんが必要ないと言えれば結構ですが、そういう努力みたいなものも載せてもらいたいのですが。

○丸山委員 親になることの喜びについては、これは残したほうがよいのではと思います。宮崎県の特長とかを少しでも出せますし、先ほど言われた子育て日本一とかいうのもありますので。

○右松委員長 協議していただきたいのが3点、整理をさせていただきたいと思います。

昼の時間を使っていただいて、協議をしていただいて、午後、冒頭にその話から進めていきたいと思います。

まず、1つ目でありまして、その他の支援計画との連携、その他の支援計画との調整、県に施策を進めるに当たっての努力義務という文言を、文言は考えていただくような形になるうと思いますが、それを県の責務、4番目の中に入れていくか。あるいは17、財政上の措置もしくは別立てでそれを、項目を設置する。まず、それが1点目でありまして。

それから、2つ目でありまして、ちよ

うど前文の4段落目であります。この部分で、御意見をたくさんいただきまして、最初は数字を消して、ほかの文言で表現をし直したらどうかという話もありました。あるいは、子育て・子育て日本一という形の言葉を入れるかどうかということ。それから、もうこれを丸々、やはり少子化対策と家庭教育支援とは別であるということで、家庭教育支援にしっかりと、4段落目を全文削除していくか。あるいは、最後、親になる喜びや親になるための学びの大切、ここを生かしていく、残すべきかが2点目でありまして。

それと3点目は、太田委員のほうからありました「また、適切な家庭教育を成り立たしめる経済的な条件づくりも求められます」という文言を入れるのかを、昼休みを使って、午後1時10分から再開をさせていただきたいと思います。

あともう一つ、宮崎県家庭教育支援条例（仮称）の名称、これは、急ぐことではありませんけれども、このあたりも含めて、短い時間でありまして、少し整理をしていただいて、それから午後の協議を始めさせていただきたいと思います。

それでは、午前中の委員協議を終了させていただきます。1時10分から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時12分再開

○右松委員長 全員おそろいですので、それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、内容について4つほどお願いをしておりました件を、これから1つずつ意見交換、委員協議をしていきたいというふうに思っています。

まず、1つ目でありまして、その他の

支援計画、家庭を支援する計画との連携・調整、このあたりを盛り込む場所であるとか、文言とか、そういったことをまず1点目で委員協議をしていきたいというふうに思っています。御意見を自由に出していただければというふうに思います。

○岩切委員 発言した立場であれなんですけれども、まず、条例をつくる技術論ということになるので、事務局の方にもお力をかりたいなどは思うんですけれども、現実には他の施策の要綱だとか計画などとの整合を図るべしというようなものが、他の条例にないかなというふうに思うんですけれども、そこは、短い時間でしたけれども、事務局のほうは調査はできてないですね。

○右松委員長 そしたら、ちょっと暫時休憩に入ります。

午後1時15分休憩

午後1時19分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

○岩切委員 短い時間の中で考えましたので、成文にするにはまだ検討が必要かと思っておりますけれども、1項起こしまして、この条例に基づく施策は、県が別に定める子ども・子育て支援策、子どもの貧困対策等に係る条例及び要綱または計画等と整合を図りながら施行されるよう努めることというふうに整理しましたが、いかがでしょうか。

○坂口委員 具体的に入れると、またそれは、検証がどうなのかと。ほかにそういうような横並びする条例とか計画とか事業内の中で、なかなかこれはまた精査が難しいと思うんです。だから、関連するぐらいで包括していったほうが。

○二見委員 僕もいろいろ考えたわけなんです

けれども、この条例をつくることによって、宮崎県としてみんなが家庭教育に対する重要性をまず認識するというのが始まると思うんです。それによって、いろんな子育て支援計画なり、いろんな各種計画とかも、家庭教育を一つの用途として、いろんなところで取り入れられてると思いますから、それぞれの計画は、そっちのほうで検討されていって、家庭教育支援についてどういうことができるかというのは、そっちの計画の中で議論されていくべき話なのかなというふうに思うんです。

そうなった場合に、4の県の責務の①で、県が、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するということは、今おっしゃられてるような、いろんな各計画というものもこの中に包含されていて、そこで、この条例がもととなって各政策、いろんな施策をつくるなり、計画をつくるなり、家庭教育に関してもちゃんと対応するようにしましょうと。特に今後から、これから後、そういった視点をしっかり持って県は取り組むべきだという方向に変わっていくと思うので、それを今、新しく項目を立ち上げてやるというのは、そもそもこの条例が何なのかということにもなりかねないと思うんです。それが、この条例をつくるということによって、いろんなところにその波及効果をこれから考えていくというような位置づけのほうが、条例としてはしっくりくるのかなというふうに、私は考えるんですが。

○右松委員長 いろいろと自由に御意見を。この4の県の責務の①に含まれているのではないかなというふうな意見であります。

○坂口委員 この方向性と漠然とやるよりも、そのほうが重みは出てくるんです。責務の中に入り込めば、総合的にできる。そこを残すとし

でも、軽くでしかやれんやろう。

○岩切委員 全体的なこの条例をつくりたいという、つくっていくという、冒頭に太田委員のほうからも発言があったんですけども、今回、家庭教育というのを取り上げて条例をつくと。これは、全国に先駆けてのグループになろうかと思えます。

そういった中で、子供をめぐる環境を随分と調査してきた委員会として、現況としてはやっぱり子どもの貧困というものが大きくクローズアップされてる現代だと。そういったものが、先行した熊本、鹿児島等にはしっかりと取り上げられていないので、前文や条文で取り上げられることが望ましいのではないかということからスタートしたもんですから、そこ辺をどう表現するかというので、ちょっと工夫してみました。

包含されるということであればそのとおりで、二見先生のおっしゃるとおりなので、そうですねということになってしまうので、それ以上の言葉はないんですけども、あえてそういう、今取り上げられている子どもの貧困の問題などときちんと連携をとっていかないと、家庭教育問題というのは解決しない背景がありますよということを訴える項目というふうに、私は考えてみたところです。

前文には、委員長案のほうで組み立てていただいたので、その前文に適応する条項を1つ起こされたらありがたい。

ただし、表現的に、坂口先生からもあったように、貧困対策、そして、あれがある、これがあるという羅列はできないから、それじゃあ、この全体の条例と整合をとりましょうということに抑えたという理屈でつくってみたところです。

そこ辺がちょっと、それを羅列すると難しくなるよということになると、また議論がぐるぐる回っていくところになるんですけども、子どもの貧困対策をあえて取り上げたと。

ただ、これを、子どもの貧困対策だけを特に取り上げられてはいけなかなと思って、子ども・子育て支援策、子どもの貧困対策等という、とりあえず2つ上げてみました。そして、「等」ということでつけてみた。そういう工夫をしてみたんですけども、そこまでをやってみたんですけども、それで、今、家庭教育の先駆け、他県と少し時代の変化なり、調査の深まりがありますよというのを表現したかったという趣旨です。

○二見委員 特にこの数年というか、子どもの貧困ということに対して非常にクローズアップされて、いろんなところで議論されるようになってきたので、非常に大きいポイントであると思うんですけども、でも、貧困だけでいろんな社会問題が起こってるわけでもないわけですね。虐待の問題も、もちろん貧困が関連してる部分もあるけれども、それだけじゃないし。

だから、もうちょっとこの条例の項目の中で取り上げるには、まだそこら辺が不十分なんじゃないかなと。もっといろんな、でも、調べれば調べるほど奥が深くて、関連が広過ぎて、まとめるというのは非常に難しい分野なんだと思うんです。でも、だからこそ、そういったものを全体的に包括しながら取り組んでいきたいと思います。経済だけで特化しますと、これは、何か別方向の話になってしまうと思うんです。もっと全体的に、県民全体で、いろんなあらゆる分野から、地域から、学校から、事業者から、いろんなところから包括的に支援しようというスタンスを残してたほうが、私はいいんじゃないか

など。

そういった中で、いろんな各政策をしっかりと検討して行って、打つべきだというふうに思いまして、いろんな表現の仕方とか、本当に苦労というのはよくわかるんですけども、この条例の立ち位置を少し経済側だけにシフトしてしまうと、ちょっと難しいなという感じを受けます。

○坂口委員 そうというのが一つあるのと、もともと大前提として、子どもの貧困というのはまず、もう認知されて、どういうことかというのは定義づけられましたよね。

それと、子どもの貧困が、今認知された一つの中に、どうもそれは世代を超えて連鎖していく。これは、社会的に認知されてるから構わないと思うんです。

ただ、子どもの貧困が、家庭のしつけ力に、しつけをだめにしているかとなると、やっぱり貧困ながらも立派な子供を育てる家庭って、これは、もう大方はそうなんです。ただ、その中に、割合として多いか少ないかはわからない。これは、調査すればわかることですが、その調査すら、実態すら把握されてないものを条例の中に入れていくというのは、物すごく危険だと思うんです。ある意味じゃあ、貧乏しながらも立派に子供を育てる家庭に対しても失礼なことで、逆に我々のどこがいけないんだと言われたとき、説明がつかないということで。

だから、やっぱりこれは包括、オブラートに包んで、もろもろのことがありますよと。場合によっては、中山間地を振興するための施策がたまたまこれに連携する部分もあるかもわからないし、生涯学習の中で取り組んでる事業がここに連結してくる部分もあるかもわからないということで、そういったものを、もろもろの中

から総合的に、県は取り組んでくださいねというようなことをうたうのが精いっぱいかなと思うんです。

だから、太田清海さんも、さっきも出たけれども、じゃあ、非正規労働の家庭の子供たちがしつけがなっていないかという、むしろ立派に育ててるところがたくさんあるしで、なかなかそれをここに限定して入れていくというのは、すごく危険な行為のような気がして、だから、やっぱり気持ちの範囲内で、そういうのも目を向けてくださいませよというところにとどめるのが精いっぱいかなという気がします。

○太田委員 二見委員の言われたのは、4のところになにか表現ができるかという意味なんですか。書かなくてもいいというようなことかな。県の責務の中で、もう既にうたい込んであるという意味ですか。

○二見委員 ここに書いてあるのも含んであるということなんですけれども、その表現について、これをしっかりとした成文にするために、またいろいろ議論があるでしょうから、その表現の仕方とかでまたいろんな検討は十分にあるとは思いますが。

○太田委員 私が、午前中の後半に言ったのは、そういう経済的な条件も整えてあげましょうねというような気持ちではあるんです。

6のところ、保護者の役割というのがありますよね。ここには、本当に、子供の倫理観とか、そんなものを確立するためにも保護者の義務がありますよというのがうたってあると思うんです。それはもう、私たちも言葉でも言うし。

ただ、家庭に、私もそれを求めますって、いろんな相談に乗って、あんた、悪いっちゃがと、もうちっとしちゃらんねと言いながらも、その家庭の働きぐあいとかを見ると、あんたここに

もっと経済的な余裕があればね、こういうことはなくなるっちゃんがねとかいう感じもするものだから、保護者、あなたたちが頑張らないといかんよというメッセージだけでは、ちょっとかわいそうだなという気がして、この条例の中にはもちろん入れられんけれども、分析のところでは何かそういうものが入って、私たちの責務みたいなものが入るといいがなと思って、後半のときにその辺、ちょっと条件づくりは入れてもらうといいがなとは思ったんです。条例の中に、条項の中に入れるというのは、確かになかなか難しいと思います。

だから、その精神だけでも少し、家庭に求めていくと本当にかわいそうなところがありますよね。もうあなたたち脱却できないというか、遺伝的な、遺伝というのは肉体的な遺伝じゃなくて、経済的な遺伝みたいなもの。そして、それが精神的にもそういうすさんだ家庭が、またすさんでいくというような連鎖をしていくのだけは断ち切りたいなと思って。何かそんな思いで、精神だけでもまずうたわれてくれるといいがなとは思ったんです。

それで、1番目の問題ですよ。

○右松委員長 はい、1番目の問題。

○太田委員 他の施策との整合性とか、あんなのは条項の中になかなかうたい込むというのは難しいんですか。他の施策との整合性を図りながら進めていくことというような感じの案ですけども。

○二見委員 先ほど、書記のほうから出たのが、関連する施策との連携という書き込みなんです。これは、国の法律でありますけれども、関連する施策との連携という中で書かれてありますけれども、一つの例として、具体的な一つの個別の内容は、記入はないんですね。

○太田委員 関連するということに含まれるということですよ。そういうものかもしれませんね。そういうことの議論をしたのよということですね。

○右松委員長 4の①の中に包含するという形、あるいは岩切委員のほうから別立てという話もありましたけれども、そこをまとめていきたいなと思ってのんです。

御意見をほかの委員のほうからもいただければありがたいなと思ってます。

○河野委員 熊本を調査したと思うんですけども、資料として熊本子ども・子育てプランというのをいただきました。それを岩切委員からありました子ども・子育て支援事業・支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画を体系的にまとめたものがあって、結局、3章あったうちの3章目に、家庭教育の向上という一つの項目を、その中で、くまもと家庭教育支援条例の普及啓発とか、そういう具体的なものが挙がっていることを考えると、あくまでも、さっき清山委員がおっしゃったように、家庭教育ということで、目的もその条文もしっかりとやっていかないと、結局、今議論してるのは、この部分があっちに行ったり、こっちに行ったりしてるんじゃないかという危惧というか。

結局、この位置づけって一体どこなのよというので、熊本はこうやって位置づけて提案してるし、もう一つ、具体的に27年の主な家庭教育支援施策の体系、5部局15課66施策というふうには、こういうことがきちっと位置づけられるわけです。

ところが、この議論でやっちゃうと、条例があっちに行ったり、こっちに行ったりのという危険、可能性があるなと思ったもんですから、こういう整理ができるということは、やっぱり

家庭教育ということで限定して、教育基本法の家庭教育って、旧基本法ではなかったものが家庭教育というのでわざわざ起こした。やっぱりそれを支えるというか、宮崎の家庭教育の支援というのを条文として、条例として位置づけようという考えでいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

○坂口委員 さっき二見委員が言われたのがそのとおりで、だから、そこが4の①にあるように、家庭教育を支援するためという枠の中で、そこに該当するあらゆる施策なり、そういったあらゆるものを連携を図りながら、家庭教育の支援をやっていこうということで、今言われるとおりなんです。

今後、それを整理していくことなんかを、今度、県にこれで努力を求めるということで、今後、計画づくりなり、具体的な施策づくりの中で、今のような体系的にまとめられたものが、また行政側から上がってくることを期待するための、そういう意味で二見委員がさっきこの4を指摘したんだろうと思うんですけれども、そのことはここに入ってますよということで、その枠に入るものを全て。

だから、場合によっては、もうその人を全て、ある意味生活保護に係るようなものがあるかもわかんないし、生活困窮者自立支援に係るようなものがあるかもわかんないし、いろんなことがあります。そういったものを抜き出して行って、最終的に、今、河野委員が言われるようなことは体系的にまとめていくということになるのかな。

○右松委員長 4の県の責務の①をちょっと読ませていただきますと、「県は3の基本理念にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための

施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。」という文言であります。

○前屋敷委員 家庭教育を支援するための条例で、今読み上げられたところの、総合的に策定し、この「総合的」というのが非常に意味が深いかなと思うんです。落ちてる家庭教育力を高めるための支援ということが主題だと思うんですけれども、その前提としては、やっぱり家庭の暮らしそのものが成り立たないという問題もあるということで、家庭の貧困、子どもの貧困もそういう条件が整わないと、なかなか正常な家庭教育というものが進みませんよということが前段、論議になって、この部分を一つ考えていこうじゃないかということで、ずっと論議が来てることだと思うんです。

ですから、家庭教育を支援するための施策、それは、いろいろ県が施策をつくることもあるでしょうし、しかし、実際今、県が行ってるのは、子育て支援だとか、子どもの貧困対策は、これは、もう具体的にやろうとしていることなので、そこも含めてそれぞれの実施とともに家庭教育を支援するためのというぐらいの中身で、この県の責務の中にうたい込めば、それは両方とも包含することになるんじゃないかなと私は思うんです。

○坂口委員 僕は、それは危険だと思います。必要条件であり、十分条件であれば、具体的に家庭の貧困というものはここに入れられるけれども、そうじゃないという例が大方で、そういう人も該当します、裕福な家庭だって該当しますということで、それは、物すごく危険なうたい方だと思うんです。貧困イコールしつけがなっていない。

○前屋敷委員 いや、そういう気はないんですよ。

○坂口委員 だから、ここに具体的にその条件を入れれば、そうになってしまうでしょう。だから、それは入れるべきじゃないし、総合的というのは、そういったものの支援が必要なところには、そういう支援もしていきましょうということで、あらゆる支援をしていきましょうということで、まず、そういったものを総合的に組み立てなさいよということ。そういった責任をちゃんと持ってくださいねということと、それを今度は、組んだら実施してくださいねということ。これを県に求めますよということ。

だから、その条件としてこういうものをここにうたい込むとすれば、家庭の貧困、子どもの貧困というものを克服しなければ、家庭教育というものが完全になされませんよということは、それは、全体的な条件じゃないですよ。何々ならば何々だという条件じゃないです。だから、それはやっぱり具体的にうたうことはできない。だから、たくさんあるから、それだけじゃないから。必ずそれだという、貧乏してれば、もうその子供、家庭がだめになるって、それが認知されてればいいんです。そうじゃないですよ、そういう家庭もあり得る。

だから、そういったものを、それを含めてるわけですよ。家庭教育力が欠如してるところに、あらゆる条件がある。その条件を整理しながら、それぞれに個別に合ったことを総合的に組み立てて、そこをしっかりと支えなさいよということを県に求めるということだから。

○二見委員 その問題点も、前屋敷委員の言われる要素もよくわかるんですけども、親になるというのは、まず、お父さん、お母さん、男女がいて、子供が生まれるという段階で、この家庭教育支援でやろうとしていることは、私も最初に子供が生まれたときなんていうのは、子

育てもしたことがなかったんで、どういうふうにして子供をしつけたらいいのかなとか、どういう叱り方をしたほうがいいのか、どのような年齢層の段階のときに、こういうことを教えたほうがいいのかとか、いろんな悩みながら、多分、先輩方も同じだと思うんですけども、悩みながら子育てをしていったと思うんです。

経済的に困窮してても、大変で、そういうので頭が回らないというのもあると思いますし、そうじゃない家庭も、やっぱりこの条例の中でちゃんと支えていかないといけないんだと思うんです。宮崎県内で家庭を持っている、子供を育てていくというところは、みんな等しくそういう支援を受けるべきだという、ベースというか、それをきちっとやった上でのいろんな各種施策になってくると思うので、この前文の中で、いろんな、過保護やら、過干渉やら、経済格差とかいう課題はうたっていますから、それを今度は県の全体の行政として、いろんなところ、角度から、それぞれの取組として、宮崎県の家庭を支える全体像というのがつくり上げられていくという形に持っていくようなあり方をしていくべきじゃないかなと、私は思います。

○河野委員 家庭教育支援条例ですよ。結局、熊本は、この要綱案をこういうふうにくくっているんですけども、例えば、基本理念から事業者の役割、それと、17、18、財政上の措置と年次報告、これを含めて一つの総則という考え方があります。これが、総合的な施策だと思うんです。整理整頓した上で進んでいかないと、先に進まないかなというふうに思いますけれども。熊本は、そういうふうに整理整頓してます。

だから、宮崎でいう11から16に対して、具体的に熊本は施策を打ってるわけですよ。もう体系的に、横に、具体的に出してますよね。

○右松委員長 ちょっと河野委員の補足をいたしますと、私も今、手元の資料で、熊本の平成27年度主な家庭教育支援施策の体系ということで、この中に、ここでいえば相談体制の整備・充実というのが15のほうで、この中に、ひとり親家庭支援、これは、子ども家庭福祉課でありますけれども、あるいはスクールソーシャルワーカー派遣等が、熊本の場合は含まれてます。

ですから、そういった意味で、家庭教育支援施策の中には、内容的にはかなりの内容のものは入っているのかなと。家庭教育支援施策の中にです。これは、平成27年度です。

ですから、教育委員会もあれば、健康福祉部の子ども家庭福祉課というふうに、熊本は出てますけれども、あるいは障がい者支援。かなりこの条文によって、河野委員が言われましたとおり、条例の条文から、もう知事部局初め、5部局15課66施策と、施策がずらっと出てきてるような内容になってます。

○太田委員 熊本の場合は、第1章と第2章に分かれてるんですね。これは、分かれて、大きなところでやる部分が1章、2章が具体的な支援というようなことですか。これが、うちの場合は、ちょっと少し一体化しとるから、そうなるのかな。

○右松委員長 そうですね。

○坂口委員 目的があって、そして基本理念をうたって、基本理念に従って総合的にやりなさいねって、総合的に取り組むことはそれぞれこういうことですよっていうのをずっと並べて、今度はこれを受けて、県はここに具体的な施策なりを今度つくって。

○右松委員長 ちょっと一度暫時休憩に入ります。

午後1時40分休憩

午後1時57分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

1番目の課題でありましたほかの計画との連携等に関する文言をどういうふうな形で盛り込むかというところで、今、さまざま議論していく中で、4の県の責務の①、この中に包含をされているのではないかという意見がいろいろ出ました。

そのような形で話が出てますけれども、再度、そういう方向でいかどうか。岩切委員は、13の中。

それでは、13の中にもそこが含まれて、なおかつ4の県の責務の①にも、そこはしっかりとこの条例に沿った形の施策の策定が、また実施する責務を有するというので、かなり強い文言ではないかということで、そういう話になったところでございます。

それでは、2つ目であります。

前文を見ていただきたいと思います。

この中で、4段落目でありますけれども、この部分を文言を修正するのか、全て削除でいくのか、そういった話を2つ目に考えていただきたいということで話をしたところでありますけれども、皆さんの御意見をいただければと思います。

○清山委員 午前中の議論で、少子化対策と分けたほうがいいというのはある程度一致を見たところなのかなと思いますけれども、親になる喜びというところは、やはり理解できるけれども、なかなか大項目としてはそぐわないのかもしれないという御意見も出ました。

ただ、家庭教育支援の施策の取り組みの結果、親の喜びを感じられるような社会になればいい

いという思いも盛り込むために、最後のこの段落は落とすとしても、最後の段落に家庭教育を地域全体で応援し、親としての喜びを感じられるような社会的機運を醸成するといったような、今後、細かくいろいろ文言調整されてもいいと思いますけれども、そういう形でちょっと前文には入れる形はどうかと思います。

○右松委員長 ありがとうございます。御意見をどんどん出していただければと思います。

○岩切委員 ペーパーをつくって見たんですけども、ごらんいただきながら御説明を聞いていただいてよろしいですか。

○右松委員長 じゃあ、ちょっと暫時休憩します。

午後2時3分休憩

午後2時10分再開

○右松委員長 再開いたします。

先ほど、岩切委員のほうから案を出していただきました。これはこれで受けとめさせていただきます。一旦これについては、前文がちょっと変わってくるところもありますので、また持ち帰らせていただいて、また後ほど、これについては話をしていきたいと思っています。

先ほど、清山委員のほうからありました、この「また」の4段落目は外すという方向が、恐らく皆さんの御意見は一致するのかなと思っていますので、これを外すという方向でよろしいでしょうか。反対の方いらっしゃれば——よろしいでしょうか。

そうしましたら、この4段落目、「また」から始まる「重要です。」というこの部分に関しては削除という形をとらせていただきたいと思います。

そして、親になる喜びや親になるための学び

の大切さ、この部分については、先ほど清山委員のほうから御意見がありました一番下の段の下から3行目、「家庭教育を地域全体で応援し、親になる喜びを感じられるような社会的機運を醸成することで」というふうなつなげ方が1点と、そして、岩切委員のほうから案を出していただきましたので、これも含めて打ち合わせをさせていただければなと思っています。

ほかに文言修正等で、この部分に関してあれば、御意見をお願いします——よろしいでしょうか。

そしたら、これを持ち帰らせていただいて、検討させていただければというように思っています。

いずれにしても、4段落目は削除という形になりました。

それでは、3つ目であります。

太田委員のほうから御意見がございました。県民皆で、家庭教育を支えていくことが必要でありますと、その次に、また、適切な家庭教育を成り足たらしめるために、経済的な条件づくりも求められる云々というふうな文言が入れられないものかというふうな話がありましたので、これについて、協議の結果を、また御意見をいただければありがたいなと思っています。先ほど少し、若干触れられてはいましたけれども、また。

○太田委員 そういう家庭教育という気持ちはあったんです。ただ、文章化すると難しいのかなと思っています。

○坂口委員 それと、やっぱり必要条件、十分条件、どちらかの条件に達してないとなつながら、13でそれも包括したということで、御理解をいただいてよろしいでしょうか。

○右松委員長 ありがとうございます。

それで、あと、これは最後までいいんですけども、条例の名前、これもまた、御意見があれば出していただければというふうに思っています。

それでは、以上4点、大体整理ができましたので、先ほどの前文のところ、親になる喜び、親になるための学びの大切さ、この部分のお二方の意見の調整を今から挟んで行うか、それとも先にそれ以外のところを進めていくか。そうですね、それでは、それについてはこちらのほうでまた調整をさせていただきます。

先に、それ以外のところを進めさせていただきたいと思いますので、御意見等をいただければと思います。

○坂口委員 6の「祖父母」を消したら、②の子供の「祖父母」のところは自動的に。

○右松委員長 そうですね。今、坂口委員がおっしゃいました祖父母の役割、これは、もう削除になりますので、あわせて要綱案の②、ここが削除になるという形になります。

○太田委員 条項に入ったのですね。

○右松委員長 そうですね、もう要綱案で。もうどこからでも構いません。

○太田委員 これは、今まで教育基本法を改正したときにも、ちょっと議論になったところだもんだから、2ページの基本理念のところ、「家庭教育の支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有する」、これは、もう教育基本法にも書いてありますから、熊本でもそれを踏襲してやっておるわけですけども、一義的に家庭が責任を持つというふうな言葉でがつつとやられると、本当に家庭の教育というのは、もう自己責任ですよというようなものがどうしても強くなるもんだから。

私の言いたかったのは、公も家庭もそれぞれ

責任を持つというイメージのほうが、私は本当はよかったという思いはあるんです。一義的というと、もう公の責任はないのというような気がするもんだから、子供を健全に育成していくということについては、もちろん家庭も責任を持たないといかんが、同じように国も教育というのに力を入れていくとするなら、やっぱり責任を持っていこうねという、そういうものじゃないかなという気がするんです。

もうこれは議論済みだから、ちょっと皆さんの意見も聞いてみたいなと思って。一義的というのは、表現上は、私はやり過ぎじゃないかしらと思って。国も家庭も、ともに責任を持っていこうというような、それが本当じゃないかなという気がするんですが、どうなんでしょうか。

いや、これを変えなさいというのは、なかなか私は難しいと思うんです。一応、皆さんの意見も聞いてみたいなと思って。

○清山委員 この基本理念は2つ、前半で、まずは保護者に第一の責任がありますよと。そして、後段で、それはわかっているけれども、社会全体がそれぞれ役割を果たして、一体となって取り組みましょうということで、後段でしっかり、公にもそういう役割があるということは認識しているということを述べられていると思います。

そして、やはり保護者と公共で、どちらも責任の重さとしてイコールかということ、そこがイコールになってしまうと、家庭内のことに何でも公共が容喙してしまっただけでは、やっぱり大変なことになってしまいそうで、だから、あくまで優先順位というか、順位づけで、まず最初は家庭ですよと。しかしながら、社会はしっかり役割を果たしていくという意味で理解しています。

○坂口委員 結局、家庭教育といえ、具体的

に言ったらしつけのことだから、これは第三者が介入すること自体が、もう本来できないわけで、だから、第一義的って、もう全て家庭にありますというのは、これは、やっぱりしっかりそこは認知していただくと。

ただ、教育力にそれぞれ差があるから、そこを支援という形で、社会全体、行政も含めて、公的なものも含めて、支援という形でそこをしっかりサポートしていきましようということで、これはやっぱりしっかりうたい込むべきじゃないかなと。一義的、言いかえれば、しつけについては家庭に全て責任があります。ただ、それをサポートは全体でやっていきましよう。それは、もう世の中がすごく複雑多岐になってきたということで、それぞれが越権にならないように、しっかりということで、これは、やっぱりむしろうたい込んだほうがいいんじゃないかなという気はします。言葉だけとると、物すごい冷たく感じるけれども、これは家庭教育、いわばしつけに限っての条例ですから、これは、むしろ入れるべきじゃないかなという気はします。

○丸山委員 僕はもう坂口委員と全く一緒に、やはり家庭教育って基本の基本であろうと思っています。言葉が強いかもしれませんけれども、よく防災基本条例なんかでも、自助がまずしっかりしていないと困りますよねと。足りないものを共助、公助でサポートして、全体で支えていきましようというような形が基本だと、私も思いますので、まず、自分の家庭をしっかり守ってつくり上げていこうという気持ちを、しつけをしていこうというのは、まずしっかりうたうべきであって、足りない、サポートするところは、今後の共助、公助でやっていこうというほうがいいんだろうなと。これは、基本的

にはこれで間違いないと、私も一応思ってます。

○太田委員 私も、そういう感触を聞いたかったです。ただ、時代の流れとして、例えば介護の社会化という言葉が使われるような流れも出てきよるものだから、それは、介護は家庭の問題ではあるけれども、やっぱり公で助けないといかん。介護の社会化というような言い方で、この十数年変わってきたことを考えると、第一義的に家庭の責任だというような感じの表現は、少しつらくなってきてるがなという感じがするんです。

だから、こういう議論をしてもらってだけでもありがたいわけですが、一義的にというときには、ちょっとほたり投げるような感じもするものだから、派遣労働者をどんどんつくりながら、それでいいんですかって、家庭をつくれますか、結婚はできない人がいますよというようなことを考えると、もう少し社会、公というところが少し責任を持つようなところが、今後、ニュアンスだけでも出てきてもいいんじゃないかなと思って。ちょっと気になる言葉だと思って、言わせてもらいました。

○前屋敷委員 基本的なところで、これを修正せえ云々ということじゃなくて、やはりそれは子供を親として産み育てる責任というのは、私たち自身もそうですけれども、本当にそれはそれぞれが自覚をしていることだというふうに思うんですけれども、しかし、やはり子供は地域社会の宝だというふうに位置づけてますよね。これも、もうそのとおりだと思うんです。

そうであれば、親だけに第一義的な、表現の問題かと思うんですけれども、これは、余りにも強過ぎる。家庭や親に責任がまずあるんだというところあたりがどうなのかな。それは、受けとめ方の違いだとか、考え方の違いだとかは

あるんだというふうに思うんですけども、私としてはやはり、ちょっとこの表現は強過ぎるんじゃないかなというふうに思います。やはり社会も家庭も、ともに子供を育てていく責任というのは等しくあると。

先ほど、自助、公助の話がありましたけれども、私は、子育てだけじゃなくて、基本的には公助の上に自助であったり、共助であったりというのは成り立つんじゃないかというふうに、私自身は考えてるところなんです。でも、子供はやっぱり社会全体で育てる。それは、産むのは親ですけども、そこだけに責任がまず特化されるというのは、どんなもんかなというふうには思います。

○太田委員 ニュアンスとして言わせてもらってるだけって言ったらいかんけれども、そろそろこの一義的というのは、ちょっとつらくなりよるよという感じはするんです。

というのは、最初に配られた提案書の中の事象の把握についてというところでは、一義的という言葉は使われずに、家庭は全ての教育の出発点であるとかいう言葉ぐらいだったら、うん、それはそうよなと言える気持ちがあるわけです。もちろん一義的という意味も含ませながら、やわらかい言葉だなと思って。

○坂口委員 やっぱりこれは条例だから、家庭というのは家風とか、その辺の価値観とか原理、それぞれが独自に持つものなんです。これを伝えていくというのは、やっぱり親から子への責任です。それというのは、もう日本の文化の基本です。

だけど、それがなかなか今の時代は難しくなってきた。だから、それを周りもサポートしましょう。しかし、越権的なことはやりませんよ。だから、どうしても困ったときは、ちゃんとしつ

かり受け皿はありますよという、やっぱりそこが基本でないとだめだと思うんです。

そして、言葉が重いからそれを避けようとか、条例というのはそんな甘くやって、甘いと言うとちょっと語弊があるんですけども、僕は、やっぱりしっかり現実にしっかり即したもので定義づけていかないといけないと思うんです。

特に日本というものは、家族とか家庭とかというのが、これが国家の基本、そこへ自分なりの倫理観で、それぞれの家庭が伝えていくという。そのところが日本の家庭教育、しつけの基本に、僕はそれをぶらしちゃだめだと思うんです。これは、もう自分の価値観で言ってますが。

○太田委員 そういう意見の述懐といたしますか、そういうのがあって、こういう条例が、お互いに切磋琢磨しながら出来上がるという意味では、私たちもちょっと意見を言わせてもらいながら。

それで、政策、あんまりこの辺のところは言っても何ですが、派遣労働から正規職員にかえたら、その事業所に補助金を差上げますよという、今度また新年度予算でそんなやつが出てきてますよね。確かに、であるとするなら、もう最初から派遣労働は少なくしましょうよというのがあっていいような気がするんです。派遣労働から正規職員にかえて、努力したところは国は補助金をその企業に出しますよというような、何かちょっと政策的には、私は誤っているような気がして。ちょっとそんなことも考え、世の中の動きが何か妙な政策に移行してるなという気もして。

ここのところについては、やっぱり一義的にはそういうのがあるけれども、国も、ところで働く人は正規できちっと目標を持たせて、働く人たちの生きがいというのをつくらせてますよ、

そのことによって家庭もまた踏ん張れるんですというように思いますが、そこに込められるものから、この一義的な問題をちょっと言わせてもらいました。

坂口委員の言われてる日本古来のというのも、私も感じるものだから、それはありますけれども、その議論はやっぱりしておきたいなと思って。

○坂口委員 言われるのもよくわかるんです。そういうのもないとも言えないんですけども、それが少なくとも必要条件であれば、非正規労働だと家庭が壊れます、家庭が壊れているところはさかのぼっていくと非正規労働の家庭ですということで、少なくともそれが必要条件か十分条件かで、必要かつ十分条件かであれば、ぴしゃっとそのことを入れられると思うんです。

だけど、そうでないところが大方で、ただ、その中で比重の問題として、実感的に、イメージ的に多いのかもわかりません。だから、それは、やっぱりなかなかうたい込めないし、それは、もう経済政策として、日本の経済をどう発展させていくかで、労使の中での、やっぱりここらがいいかなという、中庸といいますか、そういうものをもって、法律ができてるわけで、それとここに因果関係というのはちょっと難しいと思うんです。

だから、それを、さきにまた戻っていったしまうけれども、13の「多様な」というところでくくるしかないのかなと。その中にあらゆることをぶち込むしかないのかなと。さっきのように、一義的には本当ならば家庭が100%やるべきだけれども、それは現実問題として難しくなってるし、力の差もある。だから、社会があらゆるサポートをやっていきましょうよと。

そういう考え方のもとに、県はこれにしっかり

り受け皿になる体系的な施策を組んでくれというのが、この条例で、我々がこれに求めるところで、そういった思いを込めた条例を今後県に突きつけていって、そして報告を受けて、これが欠けてる、あれが欠けてるという個別の中で、例えば親の就業支援というものが出来れば、またそこで求めていくということ。まずは、その方向を出させるというところで。

これは、気持ちはよくわかるんです。同じだなと思う部分もあるんです。だけど、これは、あくまでもそういった大きい方程式としてつくっておいて、答えを求めて、こっちは添削していくという、まずは、最初の投げかけるボールかなという気がするものですから。

○右松委員長 この基本理念につきましては、もうバランスが、これでとれてるのではないかと思いますので、第一義責任は有するけれども、やはり家庭教育の自主性を尊重しつつ、かつ行政、その他社会全ての構成員がおのおの役割を果たすということで、そういった意味では、これについてはよろしいでしょうか——よろしいですね。

それでは、2時半になりましたので、1回ちょっとトイレ休憩を挟みまして、5分、10分、皆さんがそろい次第また再開をいたします。1回休憩を入れます。

午後2時32分休憩

午後2時42分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

さまざま議論いただきましたけれども、まだいろいろとその他、いろんな意見があろうかと思っています。出していただければありがたいなと思ってます。大項目それから前文を含めて要綱

案、もうどこからでも構いませんので。

○丸山委員 先ほども提案した国との連携ということで、県の責務で、具体的に②の中にちょっと、②の市町村の前に国と入れる方がよいのか、もうちょっと国という連携を具体的に書いたほうがよいのか。ちょっとその辺のことは、私自身も迷ってまして、具体的に皆さん、どんな御意見があるのかなというのを議題にさせていただくとありがたいかなと思っていますけれども。

○右松委員長 わかりました。きょうの午前中、意見が出ました国との連携をどういった形で、どこに挟むのか。県の責務の部分と、それから市町村との連携、この中で、どういう形でそれを含むかということについて、皆さんの御意見をいただければと思います。

○岩切委員 4の②の1行目、「市町村」という言葉の直前に、「国、県」とこういうふうに打つと、そのまま、県は、当たっては、国、市町村、保護者云々と連携して取り組むことになるという表現になろうかとは思っています。思うので、表現上はいいんですが、ここの県の条例に国と挙げてよいものかどうか自信がございません。

ただ、やっぱり思うところは、国にはしっかりとバックアップしてほしいよという趣旨は理解できるんですが、そこまでですね。

○前屋敷委員 5のところの市町村との連携のところに、国、県、市町村との連携と位置づけて行うとすること。また、国に対してはということ、つないでいくのもありかなと思うんです。

○岩切委員 前屋敷委員がおっしゃったように、5にも入れられると思います。その場合においても、県条例で、国に対してそうやって入れられるかどうかは、条例のルール上、許されるの

かどうかはちょっとはっきりしません。その2つのアイデアで、またちょっと。5は、そういう制度的なものを調査していただくことが適当ではないかなと思うんですけれども。

○右松委員長 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時49分再開

○右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

国との連携、この文言が県の条例の中で含めることが可能かどうかを今調べますので、その点に関しましてはちょっとお待ちください。

それ以外で御意見があれば、お願いします。

○岩切委員 17番の財政上の措置なんですけれども、これも、表現的にこうなるのかなと思うんですけれども、「努めるものとする」というところ、「講ずるものとする」というふうに断定的にしちゃうといけないのかなと考えたんですけれども、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

○右松委員長 講ずるものとする。

○岩切委員 はい。努めるということで、努力義務にするのか、もう講ずるんですよということで断定するのかの違いなんですけれども、それぐらいの意味で。こうやって努めるという表現にすることで、努力したけれどもというものも用意するんだろうと思うんですけれども、財政上の措置が縛られちゃうと、嫌がられるかもしれないんですけれども、ちょっとそういうことを感じました。

○丸山委員 予算の執行は、基本的には知事しかできないものですから、我々が講ずるものとしてしまうと、強制力が強過ぎるものですから、努めるものとするというぐらいにはしないと、条

例上はおかしいと思います。

○太田委員 私もそうだろうなと思って、努めるものとするというのは、多少の逃げ道をつくってあげないと、恐らくつらいんです。だから、もう原則は講ずると。しかし、一生懸命努力したよね、やむを得んかなという、そういう逃げ道をやらんとつらいだろうなと思って。だから、これかなと思います。でも、そのかわり努力はしてもらわないかんですわね。

○右松委員長 これについては、先行してる4県も同じ表現であります。

○太田委員 私も、修正とかいうことではないんですけども、9の事業者の役割ということで、これはきちっと、従業員のどうのこうの、家庭生活との両立が図れるよう、必要な就業及び雇用環境の整備に努めるものとするという言葉の意味を踏まえて、本当にやってほしいね。これが、もうきちっとやられる方向に行けば、私が冒頭に言ったような、四の五の言った非正規がどうのこうのというのも、ここに包含されてくるわけです。これをきちっと、私は、報告の義務とか何かあってもいいかなというぐらい思うんですけども、一応、これは重きを置いて考えてほしいなと思って。

これは、余談な言い方をすると、議会の基本条例の中にも、議員間討論だったかな、これを推奨するように書いてあるんですけども、それをあんまりしないような、きょうは大分しましたけれども、ほかの常任委員会、特別委員会でも、あんまりそれを嫌がったりするもんだから、条例というのは、せっかくつくったなら、そのとおりやってくださいよという、できるだけ切磋琢磨してやりましょうよというの、条例にうたった以上はやってほしいもんだから、この事業者の役割のところも、一つ、せっかくう

たっているから、これをそのままの言葉にしないで、本当にやっていただきたいという念願を込めて、この条例をつくっていただきたいなど。大分、私が冒頭に言ったことが述べられてるという気がするんですけども、ここのところは、ありがたい言葉ではあります。

○右松委員長 事業者の役割のところ、また御意見があれば、皆様、どうでしょうか。

○前屋敷委員 これはそのとおりなんですけれども、これを本当に徹底できるようになるとしても、国の施策との関連がもう、繰り返すようになるんですけども、もうこれは、どうしてもそこは避けられなくなるという矛盾が出てくるんですよね。

○太田委員 もし、この条例が成立して、記者会見でも受けることがあれば、ぜひ、こういうのもありますので、委員長のほうから、社会的には、事業者も一生懸命取り組んでもらうと本当に助かりますということ、メッセージとして流してもらおうといいなど。

○清山委員 零細な事業所では苦しいところもあるので、やっぱりそういうところに対してかなりきついメッセージになっちゃうと思います。これ以上は、僕はこの文言でいいんじゃないかなと思うんですけども、これ以上、強いメッセージを加えることは難しいかなと思いますけれども。

○太田委員 文言的には、これでいいと思います。ただ、うたっている以上は、その辺を県民に詳しく説明するようなことを記者会見でもあれば、ちょっと訴えてもらおうといいかなと思って、言ったところです。

○岩切委員 実は、この9は、事業者の役割になるので、事業者って何だろうと思うと、2の⑤に「事業者とは」というのがありますが、

事業者とは、事業を行う法人、その他の団体及び個人ということになっているんです。

そこで、国語的に9の2行目に、「従業員の」というのが出てくるんです。9番の①の2行目に、従業員の仕事と家庭と。ここが、個人まで事業者として定義していて、従業員というのとは、ここが初めて従業員という言葉が出てくる。事業者という定義はあって、従業員というのがないもんだから、従業員って何だろうって考えていくと、事業者というのは、事業を行う個人、団体。個人事業主とかで、その人が雇っている人に対して、仕事と家庭生活の両立が図られるようにしなさいという組み立てが、前提条件がそうなるんですよ。

だから、そこ辺が大丈夫かなというのが一つあって、要は、事業者自身が、定義上読みかえると、法人、団体、個人は基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性を理解し、事業者自身が仕事と家庭教育の両立が図られるなど、家庭教育を支援する。事業者さんに、何がしかの要請をする表現、事業者が従業員という、これは、従業員に対してサービスを十分にしなさいという組み立てになるんですよ。

従業員の仕事と家庭生活の両立を図りなさい、必要な就業及び家庭、雇用環境の整備に努めなさいということになるんですけども、そういう組み立てでいいのかなって思ったんです。従業員という言葉がここで初めて出るもんだから、事業者、事業を行う法人、団体、個人は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割。保護者というのは、もう定義がありますので、そういう親の立場にある人たちの役割が重要だというように理解した上でというふうな文章表現になる必要があるのかと思っておったところです。そこ辺は、もう非常に国語的な問

題なんで、意味するところのお伝えが難しいんですけども。

○右松委員長 今の岩切委員の発言に、御意見に、皆さんの御意見をいただければと思います。

○河野委員 定義の中に事業者を入れたらなんて、熊本とかは入ってないんです。

○右松委員長 定義の中に。

○清山委員 内容がよくわかんなかったんですけども、どういう意味だったんですか。事業者、事業を行う者自身についてはどうなんだという御質問ですか。

○岩切委員 事業者は、従業員の仕事、家庭教育は大事だよということに鑑みて、従業員の、雇用している人の仕事と家庭生活の両立が図られる、この人たちの雇用のように、就業及び雇用環境の整備をしなさいという理屈づけになっていますね。それで、そういう組み立てでいいのかということなんです。

というのは、事業者とは、事業を行う法人、その他の団体、個人という定義であるけれども、この9のほうの従業員というのは、その事業主から雇われた人というイメージでしか、すぐになるんですけども、定義づけが、この組み立てはどこにもないもんだから。

○横田副委員長 事業者の中に個人が入ってるから、個人だから、従業員はいないじゃないかと。例えば、農家とか個人事業者っていうじゃないですか。その中に、息子さんとか家族も一緒に働いてて、その息子も当然家庭を持ってる。そういうことも考えられますよね。

○岩切委員 鹿児島は、事業者の定義をしてるんです。この条例によると、事業者とは、事業を行う法人、その他の団体及び個人をいうとなっていて、事業者の役割は、その雇用する従業員にとなっているもんだから、理屈が通る。

○右松委員長 今出ました9の①、事業者の役割の中なんです、従業員の前に、その雇用する従業員の仕事と家庭生活、「その雇用する」という言葉を入れたらどうかという御意見であります。

○河野委員 事業者の定義づけは、熊本の条例の中にそれは入っていない。

○右松委員長 そうしたら、間違いのない表現のあり方として、「その雇用する」ということで、それを、文言を含むということではよろしいでしょうか。これが追加で。もし、別の意見がありましたらお願いします——よろしいでしょうか。じゃあ、そこは、「その雇用する」という文言をここに加えたいと思います。

あとは、事業者の役割のところでも構いませんし、御意見をいただければと思います。

○河野委員 もしかしたら、さっき結論を出したかもしれないのに、ひっくり返すことになるかもしれないですけども、13の多様な家庭環境に配慮した支援。②は、結局県は、県の役割の中に②がありますので、具体的な施策につながるために、13の②は必要だと思うんですけども、①は、多様な家庭環境に配慮した支援っていうのは、この11から16の中で、県が取り組むこととしては、全部これを配慮してるんじゃないんですか。何で、わざわざこの①でこうやって起こす。連携というのは必要だということで、例えば、熊本は15条で、家庭、学校等、地域の連携した活動の促進という条文があるんですね。それが、きっと13の②に対応してる部分だと思うんですけども、それも含めて、それぞれの施策の条文というのは、県は多様な家庭環境に配慮した支援なんじゃないんですか。何で、わざわざ①で起こすのが。

○右松委員長 これは、①は県民みんなで支え

合う環境づくりの支援、②に活動、家庭教育を支援するための活動を促進する。これを起こす際に、一つは、家庭教育を行うのに必要な地域環境の整備に努めるというところが入ってきてますので、環境の整備、ですから、あくまでも、先ほど河野委員が言われた多様な家庭環境に配慮したということは、もちろんこれは全体的に通ずるところでありますけれども、環境の整備という中でのこの①が来ると。県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため、地域活動団体、その他関係者、県民皆で支え合う環境づくりを支援するものとする。環境を整備をするという趣旨が1番目に来てるわけです。

○河野委員 16の②というのは環境づくりじゃないんですか。

○右松委員長 16の②ですね。これが、16、広報及び啓発ということになりますので。

○清山委員 16は、意識を高める啓発活動ですよ。13の①で、委員長がイメージしてる具体的な施策か何かをおっしゃっていただくと、理解しやすいかなと思うんですけども、どんな。例えば、どうでしょうか、ひとり親家庭に対する、地域団体、NPO、自治会なんかの取組ですか。

○右松委員長 そうですね、ここに書いてますけれども、地域活動だったら家庭教育を支援するさまざまなNPO団体、あるいはその関係者、連携をしっかりと深めていくことも必要でしょうし、やはり体制の整備、環境整備というのは、非常に、現状ではまだ十分ではないというふうに認識しておりますので、具体例を申し上げますと、都城での調査活動の中で、非常に私にとってはインパクトのあったのは、先ほど丸山委員のほうから話があったフードバンクの話もあり

ましたし、まだまだやはり生活支援も含めた、自立支援も含めた福祉的なサポート、この辺も、もちろん行政もそうですけれども、NPOも含めたさまざまな団体、県民含めてのサポート体制、環境づくりはやはり必要だと。そのような認識で、環境づくりという形で、この①が入ったところであります。

○丸山委員 まず、13を入れたのは、これまでの、熊本と違って、先ほど言いましたように、社会的には子どもの貧困という大きな問題があったり、自立支援法とかいろいろ関係があつて、そういうのを包含して多様な家庭環境に配慮したという、もう少し宮崎県独自でその辺を強くしたいよねという項目を起こしたということで、私は理解してたんですけども、確かに河野委員が言うとおりに、前に上がってる条項も全てこの中に入ってるのかもしれないんですけども、起こしたというので、宮崎独自のを出したのかなと、私自身はそういうふうには理解をしていたつもりだったんですけども。

○横田副委員長 都城でも高鍋でも、調査してきた中で、やっぱり福祉的な支えも大事だよなということで、これを入れ込んだということで。

○右松委員長 ですね。あくまでも、この13の①は環境づくり、環境整備、このところの視点でありますので、多様な家庭環境に配慮した、これは、もうしっかりと全体的に流れる精神だとは思うんですけども、別の表現の仕方があれば、もちろんこれが完璧というわけじゃありませんので、別の表現がいいのであれば、またそれを出していただければありがたいなと思つてます。

この環境整備というのがほかに出れば、二重になってくるとは思うんですが。

○太田委員 フードバンクというのが、特殊な

というか、独自の取組をしているところもあるということでしたね。そして、塾みたいなやつを開いてあげて、どうぞおいでくださいって、頑張ろうなって、法律に多少基づいてやっとなる仕事であるけれども、今までにない仕事。そういったアイデアがあるとするならば、そんなのを出していきましようということを調査を通して感じたから、その辺をイメージしてつくったということで、どうなのかな。

○右松委員長 そうですね。

○太田委員 その辺は、ほかのところにはあんまりないことでもあるもんだから。

○右松委員長 都城市の生活自立相談センターでのお話の中で、単に生活困窮だけじゃなくて、社会的に孤立している人もいるという話もありました。やはり、そういった人をサポートしていく環境をしっかりとつくっていくということは、非常に重要なことなのかなというのは考えてます。

○太田委員 さまざまなNPO法人なりが、どんどんできてくるかもしれんね。あるテーマに特化したNPOやらが、いい方向に理解すれば、そんなのも促進するとかいうこともあるのかな。

○岩切委員 稚拙な表現になってしまうんですけども、夫婦が存在すると、一方が叱ったときは、一方は聞き役または慰め役になろうねとかいうようなしつけ方とか出たりするんですけども、今、ひとり親家庭も多くなっている中で、それをどーんと出されちゃうと、やっぱりきついという家庭もおありだと思います。そういうひとり親家庭も存在をするということを前提に、地域活動団体等、関係者がプログラムを準備したり、また、プログラムを準備するための具体的な教育委員会からのこういうマニュアル集も、そういう1人で頑張つて育てていると

か、なかなか子供と触れ合う時間がない親のための家庭教育のためのプログラムとか、そういう配慮がされていくといいのかなというふうな思いはあるんですけども。

このところが、さっき議論した宮崎の条例たるところになってくるんですよ。確かに、この条文の1個1個にその意味するところは含まれているよっていえばそうなのかもしれないけれども、あえて取り上げてきたという理解でいいんじゃないかなと思うんですけども。

○右松委員長 地域活動団体、NPO、それからまた地域住民、その他関係者を含めたサポート、こちらに書いてますけれども、支え合う環境づくりをしっかり支援していこうという、①になるわけなんですけれども、別の表現が、適当なのがあれば、どういう具体的な表現のあり方が。

○岩切委員 ひとり親家庭で、もう本当に忙しくてできないんですよというところを支えるわけなので、かわって子供にかかわってあげる人たちがいるということで、社会が子供を支える。家庭教育を代替してあげることで、子供の健全な育ちを支えるというイメージが、社会全体、宮崎全体にでき上がればいいというようなことが、この13のところの目標とするところと理解させていただいたらいいかなと思うんですけども。

一般には、家庭というものがきちっと存在するところのイメージがあり、順序よくあるんですけども、それらのどこかの条件が壊れているところ、難しいところというのも当然おありなので、それぞれ不足するところをお互いに補い合いながら、家庭教育、子供へのしつけなり、自立心の醸成というものを支え合っていくというような意味合いに、13はとっていただく。と

ることができるのであれば、それがいいなど。

○二見委員 この前の議論の中で、祖父母のところをカットするというような話もあったと思うんですけども、私自身も近所に両親がいて、1日とは言わず、一、二時間見てもらったりとか、そういったことをしてもらっただけでも非常にありがたい、いい環境にあるなど、地元にいるからできることなんでしょうけれども、例えば宮崎によそから来られた子供さんを持ってらっしゃる方とか、両親だけで子供を育てるのが大変な家庭もいっぱいいるのかなと思うので、そういったところに対しても、昼間だけじゃなくて、例えば、急な用事があったときに、どこか見てもらえるような、そういう社会的団体があったら非常にいいなど。そういった意味での、あらゆる、結構多様な環境、ケースに対応できるような環境づくりというものを生み出すという意味ではいいのかなというふうに、私は感じたところです。

○前屋敷委員 さまざまな家庭環境という概念が、非常に広いんですよ。さっき、前段で議論になったのは、多様な家庭環境という中には、貧困だとか経済格差というものも含まれますよと、意味しますよというふうな話も出ていたわけで、そうなるとなかなかこれでは対応できなかったり、限界がやっぱり出てくるなというふうには思ってるんですけども、その度合いの問題があるなとは思います。

○右松委員長 表現の仕方が、非常難しい。都城の生活自立相談センターで印象に残ったのが、73件相談があって、その中で仕事につけたのが五、六件ということで、全体の1割で、仕事の前に障がいや病気、多重債務とか片づけないといけない問題が多いと。本当に苦しんでらっしゃる人に対するサポートを図っていく、そう

いった環境をいかにしてつくっていくかというところで、多様な家庭環境以外に、なかなか言葉をつくるのがやはりちょっと難しいなと思ったもんですから、もし、ほかにこういう言葉がいいよというのがあれば、ぜひともいただきたいところではあるんですけども、条例の中に、それを全て含めて多様な家庭環境という書き方にしたわけですが。

○丸山委員 条例ですので、このような書き方ぐらいでしか、できないじゃないかと思います。多様なということで、もうこれで、法務みたいなところで調べていただいて、この言葉が正しい言葉なのか含めてしていただければ、それでいいのかなと私は思っております。

○右松委員長 前文に一度、保護者の障がい等という言葉を入れさせていただいて、その裏には、やはりそういった方を何とかサポートしていきたいという思いで入れたつもりだったんですけども、そこが、それだけ聞いてしまうと、差別という言い方は変ですけども、そういうふうに見られてしまう。都城のそういう話を伺った中で、それが出てきたんですけども、それを変えてしまうと、またちょっと別の問題が出てくるということも非常に感じたもんですから、表現の仕方が非常に難しいなと思ったところです。

丸山委員に言っていただいたような、条例の中で、これがやはり、これ以上入っていくのはちょっと難しいのかなというところもあったんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○太田委員 いいんじゃないでしょうか。それで、そういう議論があったということで、河野委員のほうも心配で、その辺も議論させていただいたということで、私も受けとめますので、いかがでしょうか。

○右松委員長 河野委員がおっしゃるとおり、多様な家庭環境に配慮するということは、もちろんこの条例の中にしっかりと入っている中で、環境づくりというところにポイントを置かせていただいたところでありますけれども、河野委員、御意見をいただければありがたいなど。

○河野委員 7の地域の役割の②と③。

○右松委員長 地域の役割の。

○河野委員 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校と連携し、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。③、地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする、これが役割ですと。それを、具体的というか、施策に落とし込んだときに、どれに当てはまるかということ、13の②に当てはまると思うんです。

○右松委員長 地域の役割と、それから県が支援をする、県が活動を促進する、そこを協力する、そういったところでの違いは大丈夫でしょうか。地域の役割……。

○河野委員 連携というのが一つのキーワードでしょう。

○右松委員長 そうですね。

○河野委員 連携して家庭教育を支援していく。その中に、結局、地域活動団体というのも入るわけですね。

○右松委員長 はい、連携の中に入ります。

○河野委員 わざわざ①を、多様な家庭環境にそれぞれ配慮してるから、例えば、親としての学びの支援にしたって、結局そういう家庭環境の中で、親として、僕も質問させてもらいましたけれども、例えば、家庭教育学級とかに参加する親は学べるわけです。だけど、そういう親じゃない、残念ながら仕事でそういう場に来れ

ない親、じゃあ、そうやって学べる場の設定って、どんなことが考えられるのかって教育長に質問したときに、例えば定期健診とか、そういう場で学びの場を出したらいいんじゃないかとかいう答えをいただいたわけです。

ということは、そういうふうに、多様な家庭環境に配慮した施策って、例えば、この親としての学びの支援の中にも打とうとしてるし、また打てるしということを考えてもんだから、何でわざわざ13で、配慮した支援というのを起こしてるのかなど。それが、さっき清山委員がおっしゃったように、具体的にあれば。

○右松委員長 1回、暫時休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時27分再開

○右松委員長 委員会を再開をいたします。

先ほど、国との連携を条例の中にどういう形で盛り込めるかという中で、先例を探していただきましたところ、宮崎県水源地域保全条例の中に、国との連携というのが条立てで設けられておりました。したがって、今回の家庭教育支援条例の中でも、国との連携という形で条立て、別で項目を設けるということに関して異論がなければそれに、丸山委員のほうから話がありましたように、そういう形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。

あと、その文言につきましては、市町村との連携の次の6ということで、「国との連携」でよろしいでしょうか。

そしたら、「国との連携」ということで、そこに6を入れさせていただきたいと思います。

そして、文言については、これを参考にしな

がら、「県は国と連携・協力して、家庭教育に関する施策の推進を図るとともに、家庭教育支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講じるよう求めるものとする」という形で、そういう話でよろしいでしょうか——じゃあ、一応そういう形で入れさせていただきまして、また御意見がありましたら、また出していただければと思います。

それでは、一旦暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時39分再開

○右松委員長 再開いたします。

丸山委員のほうからありました広報及び啓発につきまして、熊本県にせっきく調査に行きまして、なかなかやはり大変な努力が必要だということを感じましたので、こういった16番の広報及び啓発については、さらに深く掘り下げることができるかどうか、そのあたりもちょっと御検討しておいていただければありがたいと思っております。

それでは、今後です。

大分いろんな意見を出していただきまして、かなり深堀してきたような状況だというふうに思っています。また今後、もう少しさらなる議論が必要かというふうに思っておりますので、9月定例会中に、再度委員会を開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、開催日時についてですが、事前に候補日を示しております。

資料4をごらんください。

この中で、9月30日の水曜日の午前、または10

月1日の木曜日と書いてありますけれども、10月1日、こちら終日ということになっておりますが、10月1日でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。

それでは、30日は、委員のほうで都合の悪い方もいらっしゃると思いますので、それでは次回、委員会は10月1日、これは木曜日です。午前10時から開催することに決定いたします。

なお、これまでの議論を踏まえまして、正副委員長のほうで改めて、要綱案をできる範囲でつくってまいりたいと思います。また、今回、いろんな持ち帰りの案件がございますので、次回委員会までに整理していただきまして、それをもとに議論を進めたいというふうに思っております。

最後になりますが、6のその他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、長時間にわたりました、大変お疲れさまでございました。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後3時44分閉会